

Press Release



5.5.25
経営支援課
(内線2464)

令和5年度商店街活性化支援事業における対象事業の募集について

県では、商業機能のみならず「まち」の顔として地域コミュニティの機能を担ってきた商店街のにぎわいを回復するため、標記事業に係る支援対象となる事業等の募集を行うこととしたのでお知らせします。

【令和5年度実施事業一覧】

事業名	実施方法	対象	助成額等	採択数(予定)
商店街活性化支援制度等のメール配信	メール配信	希望する団体・個人	各種助成事業、イベント情報等を随時配信	—
商店街活力UP事業	補助	商店街振興組合等 ※県が直接補助 ※申請は市町を經由	補助額 単独事業：100万円以内 共同事業：150万円以内 補助率：2/3以内 〔 県 2/3 〕 〔 実施主体 1/3 〕	【単独】 3事業 【共同】 1事業
住民提案型商店街支援事業	委託	商店街外部の人材グループ	1団体当たり30万円以内	3団体
商店街若手・女性リーダー連携支援事業	委託	複数市町の商店街の店舗経営者等で構成する団体	40万円以内	1団体

※ 各事業の概要や応募方法については、次頁をご覧ください。

【お問い合わせ先】

愛媛県 経済労働部産業支援局 経営支援課 商業・商工団体G
〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2
TEL 089-912-2464
FAX 089-912-2479

～新たな取組みに挑戦する商店街をサポートします～

《メールマガジンの配信》

国（経済産業省、中小企業庁等）や(株)全国商店街支援センター等による助成事業や各種セミナー・説明会等の情報を随時メール配信しています。

メール配信を希望される場合は、経営支援課までご連絡ください。

～商店街が主体的に取り組む商店街活性化のための事業を支援します～

《商店街活力UP事業》

(1) 事業実施主体

商店街振興組合、商工会・商工会議所、商店街を構成する団体であって、法人化されていない任意の組織

(2) 対象事業

次の①～③のいずれかに該当する事業

① 商店街DX推進事業

② 商店街インバウンド再開等支援事業

③ 商店街魅力発信事業（①もしくは②のいずれかと併せて実施し、かつ以下の3要件を全て満たす事業）

・大型店にはない商店街独自の魅力やコミュニティ機能を強化し、発信するための事業

・個店のリピーター及び商店街全体の来街者の増加につながる事業

・翌年度以降も継続して実施可能もしくは継続的な効果が見込まれる事業

《例》

空き店舗を活用した子育て支援施設やサイクリストの休憩所の開設、創業支援、外国人対応スキルの向上や多言語対応を図るワークショップの開催、ICTを活用した情報発信等

(3) 事業実施方法

県が直接補助。ただし、申請は市町を經由。

(4) 補助率

2/3以内（県2/3、実施主体1/3）

(5) 補助限度額

・事業実施主体が単独で事業を実施する場合

100万円（事業規模150万円）

・複数の事業実施主体が共同で事業を実施する場合

150万円（事業規模225万円）

(6) 事業数

単独3事業、共同1事業

(7) 応募方法

補助金交付を希望する場合は、令和5年6月16日（金）17時までに、事業計画書を経営支援課（※(8)留意事項を要確認）に提出してください。

(8) 留意事項

・市町を通じた申請となりますので、助成を希望する団体は、各市町にご相談ください。

・県が設置する審査会において審査の上、採択の可否を決定します。



～商店街外部の人材が主体的に取り組む商店街の資源を活用した事業を支援します～

《住民提案型商店街支援事業》

(1)事業実施主体

商店街外部の人材を含む3人以上のグループや団体

(2)対象事業

次の要件を全て満たす事業

- ①商店街外部の人材（地域住民等）が中心となって取り組む事業
- ②商店街の資源（空き店舗、路上空間等）を活用して実施する地域課題や地域住民の要望に対応するための事業
- ③商店街と地域住民の協働関係の構築につながる事業
- ④翌年度以降も継続して実施可能もしくは継続的な効果が見込まれる事業

《例》

空き店舗を活用した交流サロンやフリースペース（高齢者、子育て世代、若者、学生、趣味のサークル等）の運営、路上空間を活用した青空市（地域の特産物や地域住民の手作りの品の販売）の開催、買い物弱者支援のための出張販売や買い物代行サービスの仕組みの構築等

(3)事業実施方法：県から応募団体への委託

(4)委託料：30万円（1団体当たりの上限）

(5)委託数：3団体程度

(6)応募方法

事業実施を希望する団体は、令和5年6月16日（金）17時までに、応募書を経営支援課に提出してください。

(7)留意事項

- ・商店街内部（店主等）の人材のみで構成されるグループは、対象外です。（メンバーに商店街関係者が含まれる団体は、応募可能です。）
- ・県が設置する審査会において審査の上、採択の可否を決定します。



～複数の商店街の若手や女性リーダーが連携して取り組む事業を支援します～

《商店街若手・女性リーダー連携支援事業》

(1)事業実施主体

複数市町の商店街の店舗経営者等で構成する団体

(2)対象事業

商店街が抱える諸問題（事業継承、空き店舗の増加等）を解決する方策を検討するための事業

《例》

「商店街の防災・減災対策」をテーマとした勉強会の開催、被災商店街との交流やその報告会の開催 など

(3)事業実施方法：県から応募団体への委託

(4)委託料：40万円（上限）

(5)委託数：1団体

(6)応募方法

事業実施を希望する団体は、令和5年6月16日（金）17時までに応募書を経営支援課に提出してください。

(7)留意事項

- ・県が設置する審査会において審査の上、採択の可否を決定します。

